

須川英徳著 『李朝商業政策史研究:
十八・十九世紀における公権力と商業』 (書評)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00000417

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



須川英徳著『李朝商業政策史研究——十八・十九世紀における公權力と商業』

鶴園 裕

一

気楽に一気に読めるような本ではない。李朝商業史の特異な用語とその解釈に、ひっきり、ひっきりしながら、それでも難解な本文の漢文資料には翻訳をつけてくれている著者の「親切ぶり」にはだされつつ、何とか二カ月余をかけて読了した。本書には「著者が一九九二年三月に東京大学大学院経済学研究所に提出し、一九九三年二月に博士学位を授与された論文『李朝商業政策史研究』を、その原型としている」とあとがきにある。「原型」を構成する原論文は、ほぼ八〇年代の末から九〇年代の初めに公刊されており、著者の李朝商業政策史にかかわる最新の研究成果とみなして良いであろう。

著者の問題意識は、「その当時（七〇年代後

半と思われる——評者）、停滞的李朝史像はほぼ完全に否定され、外来的ではなくして近代資本主義社会へと移行する素地が李朝後期社会の中に十分に育っていたと考える自生的近代化論もしくは資本主義萌芽論が、力強く主張されていた。しかし、ウェーバーの著作に触れたことが経済史学への接近のきっかけであった著者には、世界史的発展法則の朝鮮における貫徹を検証するという方法には、納得しきれないものが残されていた。むしろ、そのような法則に還元されない固有の矛盾の中にこそ、朝鮮社会の独自の变化と発展のダイナミズムが読み取りうるのではないかと、素朴な疑問を抱え続けてきた。そして世界史的普遍性と朝鮮的独自性とが、筆者の中でいまだにせめぎあっている（三二八頁）。とこれもあとがきにのべられている。一八・九世紀から開港後の日露戦争前までを考察の下

限とする「固有の矛盾」の展開のなかに「世界史的普遍性」と「朝鮮的独自性」のダイナミズムを検証する作業に主眼があったと見なして良いであろう。ただし著者の力点は「朝鮮的独自性」におかれている。

本来、学部では西洋経済史のゼミに籍を置き、西洋経済史の方法を充分に身につけたであろう著者が、なぜマイナーな朝鮮経済史、しかも李朝後期を主たる領域とする資料的にも困難な時期を研究対象に選んだのであろうか。その回答の一つは、先の引用部分にあった「世界史的発展法則の朝鮮における貫徹を検証するという方法」に対する反発であろう。ここで言う「世界史的発展法則」とは、結局のところ西洋経済史をヒナ型として、停滞論であれ、資本主義萌芽論であれ、いわば西洋史という鏡に写した己の姿（もしくは他者の姿）を、「似ている」とか「歪んでいる」とか評して、西洋史の「モノサシ」でどこにあたるのかをさぐり、先後を争う方法であるがゆえに、ウェーバー・大塚史学流の西洋経済史を知悉した著者には耐えがたかったのであろう。

もう一点はこれに関連して、序章の研究史

でのべている「その先(個別実証研究の深まりか? 評者)には、発展段階論の先後を競うのではなく、分権的領土制国家の商業組織と集権的官僚制国家の商業組織の構造的差異に関する比較も可能となるのではないだろうか(六頁)」という文言に示されるように、特質論的把握に基づく日本(分権的領土制国家)との比較が、究極的には目ざされているのであろう。とりあえず、これは著者に課された将来の課題としても、それでは、李朝後期の商業政策史の把握に基づく「集権的官僚制国家の商業組織の構造」把握には成功しているのであろうか。本書の評価はこの一点にかけられるべきであらう。結論から先に言えば、資料から抽出される限りの一面においては極めて明瞭に把握されているものの、資料をしてそのように語らしめるもう一面の事態に關しては、あいまいなままに放置されているように評者には思える。そのことは次節以下においおいのべるとして、その前に著者の前提を三つばかり確認しておきたい。

第一に著者は、「停滞論を形を変えて蒸し返そうなどと考えているのではなく、十八・十九世紀における経済的發展を当然の前提と

した上で、そこに展開された商業政策に李朝後期国家の構造的特質とその変容を一貫した道すじとして捉えようと意図するのである」(七頁)ということである。つまりは「自然成長的な?」経済發展を前提として、集権的官僚制国家がどのような対応をしたのかという論理と方法をもって資料の検討をおこなったと考えても良いであらう。

第二は、「東アジアにおける近代とは、資本主義的欧米列強との接触と開国、さらに、それに対応する過程での旧体制と社会の急速な変容を以て開始されると考えている」(八頁)という文言に示されるように、前近代社会の内部に近代社会への萌芽が芽生えているというようないわゆる「内在的發展論」とは明確に一線を画していると考えて良いであらう。その意味で言えば、本書に明言されてはいないが、著者の立場は近代という時代は、世界資本主義体制に包摂されることによって始まるといういわゆる「資本主義世界体制論」の立場であらう。その場合、東アジアの一国として欧米に対しては「被動者」であった日本が、朝鮮に対しては「加動者」(もっと言えば加害者という意味での)であったこと

をどう考えるのか、本書の主題に直接連動はしないが、評者には著者がどう考えるのか興味がある。

第三は、にもかかわらず、「内在的發展論」とは異なる固有の内在的發展はあったと考える立場で(当然のことではあるが、その場合、固有の内在的發展とはどのようなものであるのか明らかになるべきである)、そのような前近代社会において形成された「固有の内在的發展」が、開港後にも一定の影響を与えつつ、そのような内在的發展のあり方が完全に断ちきられる日露戦争中とその後の保護国化をもって「筆を措くべき時期」とするというのが第三の前提である。「固有の内在的發展」がそのような政治的な契機によって「断絶」させられるものなのか(著者の言葉をかりれば、「この外から強いられ断絶」という疑問は残るが、とりあえずこの三つの前提の了解の上に本書を私なりに読み解いてみよう。

二

本書は第一篇と第二篇からなり、第一篇は

「開港前における国内商業政策の推移」を主題として、第一章においては「乱塵に見る十八世紀商業界の矛盾」が検討され、第二章においては、「十九世紀における商業税徴収」を中心にいわゆる「無名雑税」が検討されている。「乱塵」行為や「無名雑税」は、いずれも李朝後期の商業史に登場する固有のタームであるが、とりあえずは「乱塵」を首都ソウルにおける「市塵の専売権に抵触する行為」(二一頁)と理解し、「無名雑税」は広く地方にも及んだ「無名」すなわち国法上の名目がない、「中央政府の認可に依らない」(九九頁)商業課税と理解しておこう。第一章では、前者のような行為によって「辛亥通共」(一七九一年)と呼ばれる六矣塵(米・絹物など特定の六つの物種を扱う商業組織)以外の商品を自由販売とする法令が出された事態を検討している。一九七〇年代までの内在的發展論の立場からは、この事態を「商品経済拡大の波に乗った私商が特権的御用商人を打ち負かし、自由な商品流通を制度的に保証させたもの」(四頁)と高く評価してきたのであるが、八〇年代の実証研究の進展また、須川氏自身の努力によって、このような乱塵行為は結局

のところ、商品経済の発達を背景にしつつ、新たな財源の確保にせまられた宮房・官司や軍門などの権力機関とその権力を背にしたものによる商業利益への介入として把握される。著者のくり返し言う「商業者と諸権力機関の抱合」(六六・七四頁)、新特権の発生である。第二章においては、このような傾向が一九世紀にはソウルばかりでなく、地方の諸浦口などにも拡大し、客主権の成立や無名雑税と呼ばれるような流通課税を主とする商業政策がおこなわれる事態が分析される。しかもこのような行為、「国法上の規定に依らない各級権力機関財源の分散的肥大化は王権の強化に結びつくものではなかった」(七四頁)点に注目しておく必要がある。簡単に言ってしまうと、第一篇の一章、二章を通して、各権力機関ごとの財源確保のための「保護と収税」が肥大化していく過程として開港前の商業政策が分析されている。中央集権的官僚国家であるはずの官僚たちによる、官僚組織ぐるみの分権的な行動として捉えられなくはないが、呼び名はともかくこのような実態が存在したことは事実であろう。

もちろん、このような行為は、民を保護すべき王権の立場からは禁止される行為であり、それゆえに「無名雑税」などと呼ばれるのである。しかし、開港直前の大院君政権期における軍事目的に限り正当化された「無名雑税」や、開港後には近代化のための新財源の確保というような名目で、限りなく商業課税は中央管理化の様相を深めながら合法化されていくのである。このような特質が基本的には、第二篇の「開港後における李朝政府の経済政策」においても分析される。

第二篇は、開港後の産業育成政策に関連して、三つの論文が準備されている。第三章では、開港場朝鮮商人に対する商業政策の推移と海關税収入の分析がなされ、第四章では、お雇いドイツ人による生糸輸出政策の導入と挫折の経緯が考察されている。第五章では「開港期商業の特質と国家権力」という表題で、主に一八九四年甲午改革以降の、とりわけ大韓帝国期(一八九七年以降、大韓帝国の国号を名乗り、国王は皇帝となる)に内蔵院を中心とした皇帝権力の強化が計られ、内蔵院を中心とした高級官僚たちが、新設の銀行や汽船会社、鉄道、綿織会社などに代表権を有する役員として参加していく事態の分析が

試みられている。要約すれば、開港前に形成された収税権の設定と徴税員の派遣という「無名雑税」徴収システムは、開港後も他の国家機構による改廃をくり返しつつ、継続されていたことになる。

終章は、第一篇第二篇とは独立して、李朝国家体制（公權力）と商業の関係がそれ以前の高麗時代にまでさかのぼり、マクロ的に概観されている。本書の主題にかかわる一八・九世紀以降に関しては、公權力の保護を背景にのしあがる「非市廛商」、著者の言う商業者と諸権力機構の抱合、新たな特権の発生が再び活写されている。各権力機関による「恣意的な収税権の設定」（三二三頁）という開港前に形成された公権力と商業のあり方が、結局は開港後の上からの近代国家形成の挫折（日本の植民地化への内在的理由か）として説明される。その「断絶」を端的に示すものが一九〇五年の保護国化と財政改革として筆が止められている。以上が評者なりの読みとりである。

三

本書のような学術的な著作に対しては、方法論や章別編成のあり方、叙述そのものへの論評として書評はあるべきであらう。事実、研究史を中心とした序章、開港を基準とした第一篇と第二篇の章別編成、「試論の意味あひも含めた」終章の概述など、それぞれに学ぶ所も多く、個別に論じたい問題点も多々存在する。ただ評者に残された余白を考えれば、①「集権的官僚制国家の商業組織の構造把握」の達成いかん、②朝鮮における固有の内在的發展の実態とは何かについて、可能な限り私見をも含めて論じてみたい。

そもそも須川氏の記述を読めば読むほど、このような国家を「集権的官僚制国家」と呼べるのかどうかの本質的な疑問が生じる。しかし、少なくとも官僚の任免権を王が所有する限り、「集権的」とは見なせるであらう。また、乱廛問題であれ、無名雑税であれ、須川氏の使用した資料自体が、王権の側からする臣権への牽制の意味あひをもった資料であることを考えれば、逆の意味で王を中心とした公権力の存在を認定する必要がある。もっとも政治史的には、一九世紀以降の李朝は、勢道政治による臣権の安定（安東金氏や老論

の執権）か、もしくは絶対君主を理想とするような王権の強化（大院君政治や高宗の親政）の方向で政治思想的にも対立しており、ヴェーバー流の「集権的官僚制国家」と他方に想定する「分権的領主制国家」（日本）の「わく組」ではあまりにも安易な図式のように思える。もう少し李朝そのものに則した「イデアタイプ」化こそが、特質論者たる須川氏には要請されるべきではなかったか。とは言え、須川氏の扱った資料の性格こそは、王権の立場からする臣下の越権行為の商業的資料とみなすべきものであり、その限りで一九世紀前半の老論官僚独裁下の経済運営の一面を美事に把握したものと言うべきであらう。

しかしそれは、一九世紀商業世界のあくまで一側面であり、他方には王権にも臣権にも捕捉されない零細な商業者の群れ（雑商などと表記される、農村からも充分には分離していない未分化な商人たち）が存在していたことを忘れてはなるまい。少しさかのぼることになるが、柳寿垣の『迂書』（一八世紀）などでききりに強調している朝鮮人商人の零細性である。柳寿垣の場合には、それを中国モデルの「額舗」（常設店舗を備えた大商人）を育成する

ことによって税制的にも捕捉し、商業育成によって零細性を克服しようという構想であったが、現状認識としては農・工・商未分離の零細性であった。ともすれば停滞論に適合的な資料と読みとれなくはないが、須川氏があまりにも「停滞論の蒸し返し」を神経質に回避するあまり、かえって「一八・九世紀の経済的発展」の実態が不明確になっているように評者には思える。上からの近代化の挫折の契機は充分にとらえていても、それでは下からの近代化の契機はあり得たのか。再度言葉を変えて言えば、朝鮮の固有の内在的発展の実態を須川氏がどのようにとらえているのか、数量的に示されているわけではないので、評者には今一つ把握できなかったのである。

日本の場合なども、下からの変革の挫折の上に天皇制国家権力による上からの帝国主義的近代化があったという通説に従えば、朝鮮における甲午農民戦争などの下からの契機における挫折こそが内在的な痛みを伴うものであれ、追究されるべきであろう。いわば、「植民地化」されてしまったことへの「初から知れ切った事」的な後追いの論理ではなく、現代にもいきのびる抵抗の内在的発展の論理こそがつか

み出されるべきであるように思える。とはいえ、現代の北朝鮮における党・軍・政の官僚組織ごとの第一経済・第二経済・第三経済的な体質や、韓国における国家権力と財閥のあり方など、否定的な側面が奇妙に「商業者と諸権力機関の抱合」という新たな特権の発生で説明したくなるのは評者の妄想であろうか。著者の特質論的把握の深さにたじろぎつつ、今後のさらなる深化を期待する。

(東京大学出版会、一九九四年七月刊、七八二八円)

(つるぞの ゆたか)

会費納入のお願い

『歴史評論』の編集活動および歴史科学協議会の活動は会員の皆様方の会費によって支えられております。会費未納の方は速やかに納入下さいますようお願い申しあげます。

支払方法

＊郵便振替

東京 1-66083

歴史科学協議会

＊銀行振込

富士銀行池袋支店 581221

歴史科学協議会

(歴科協事務局)